

かに其の態度を軟ぐるに至り、従業員に對し待遇改善の意思表示を  
表示すると共に本争議の原因をなした人天手柴某に對しても扶助料並に退職手當として次の通り支給することとなり五日柴田勞愛會長に手渡したのである。

1、<sup>俸</sup>管扶助料日給（七拾五錢）四十五日分金參拾參圓七拾五錢

2、休業扶助料日給（七拾五錢）四十五日分金參拾參圓七拾五錢

3、看護人雇料金七圓五拾錢

4、退職慰勞會一封（百貳拾圓）

合計 百九拾五圓

然しながら之れに對する争議團體に於ては尙全従業員の待遇改善の爲争議を繼續し双方相譲らないので事態の悪化を憂慮した

る所轄若松警察署に於ては四月十一日兩者を招致して調停に努めたところ同日左の條件にて解決せり、而して一方柴田會長外十八名は警察妨害罪として告發せられたのである。

十二、解決條件

- 1、争議主謀者人夫七名を解雇し其他は全部復職せしむること
- 2、要求事項に就ては會社に於て協議の上善處すること
- 3、争議費用の一部補助として金一封を争議團に支給すること